



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 イメージ ワン
代表者名 代表取締役社長 高田 康廣
(J A S D A Q ・ コード 2667)
問合せ先 取締役管理部長 鶴飼 良一
(TEL. 03-6233-3410)

**資本業務提携契約の締結、第三者割当による新株式及び第4回新株予約権の発行、
第三者割当契約締結並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、EBM Technologies, Inc. (以下、「EBM 社」といいます。) と資本業務提携 (以下「本資本業務提携」といいます。) を行うことに関する資本業務提携契約 (以下「本資本業務提携契約」といいます。) の締結、同社を割当予定先とした第三者割当による新株式 (以下「本新株式」といいます。) の発行及びマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 (以下、「マイルストーン社」といいます。) に対する第三者割当による第4回新株予約権 (以下、「本新株予約権」といいます。) の発行を行うこと (以下、本新株式の発行と本新株予約権の発行を総称して「本資金調達」といいます。) 並びにマイルストーン社との第三者割当契約(以下、「本割当契約」といいます。) の締結について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本第三者割当による新株式の発行により、当社の主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

I. 資本業務提携の概要

1. 本資本業務提携の理由

当社は、「人の健康、国や社会の安心・安全」の分野において、画像を通じてお客様の迅速かつ的確な「意思決定」「意思伝達」を支援し、社会コスト削減に貢献することを企業理念に、医療分野と地球環境分野において画像解析技術や情報通信技術をお客様に提供してまいりましたが、地球環境分野での衛星画像販売事業については、激化する価格競争のいっぽうで主要取引先である安全保障分野での需要拡大が望めないことからこれを縮小し、放射線部門を中心とする医療分野での現行商品の販売強化と新規医療分野への事業領域拡大を方針とした事業活動を行っております。

医療分野における当社の主力商品は、CT、MRI、PET などの医療画像診断装置から得られる画像データを一元的に管理し、診察室などに設置されたパソコン画面から閲覧できる「医療画像保管・配信・表示システム (PACS)」を中心に、放射線科の複雑なワークフローを効率よく管理する「放射線部門情報システム (ConnectioRIS)」、様々な検査機器や電子カルテなどから集められた患者の診療データを一元的に管理する「診療情報統合システム (ConnectioMeD)」などですが、国内の PACS 市場は新規導入が一巡し、平均 5 年程度のリプレイス期における自社顧客の堅持と他社顧客へのアプローチという厳しい競争下にあるため、最新機能や使い易さ向上のための継続したシステム開発投資がシェア拡大の必須条件となっております。また、新規導入が中心で今後の市場拡大を期待する ConnectioRIS 、 ConnectioMeD は、商品の特性上から顧客となる医療機関のシステム環境や多様な要望にきめ細かく応えることのできるカスタマイズ体制の一層の充実と、PACS 同様に、他社商品との継続的な差別化のためのシステム開発投資が必要と判断しております。

いっぽう、新規医療分野への取り組みとして、高齢化社会の進行に伴い需要が高まっている在宅医療・介護福祉分野事業を立ち上げることを目的に、さる平成 26 年 12 月、7 日間連続リアルタイムに転送できるテレメトリー式心電計（duranta®）の販売を開始しました。在宅医療の現場においては医療従事者が患者のバイタルデータを簡便かつ正確にリアルタイムで客観的に把握する手段が不足しておりますが、duranta®から伝送された心電波形をスマートホンを通じてインターネットから、「いつでも」「どこでも」リアルタイムに確認でき、心拍の異常時にはアラームを表示画面やメールで通報できる機能を持つことから、医療従事者の負担軽減や医療・介護等の質的向上に資するサービス展開を開始したところあります。この事業は、当初より、日本と同様に高齢者先進国であるフィンランドで強い関心を持たれ、欧州を中心に事業展開しているフィンランドの医療ソリューション企業（RIVERPARK 社）とビジネスパートナー契約を締結し、同社を経由して欧州各国への事業展開を目指しております。また、アジアにおいても、とくに台湾で医療機関から関心を持たれていることから、欧州と同様、事業展開を視野に入れたビジネスパートナーとの協業が必要と判断しております。

EBM 社は、台北市に本社を置き台湾証券取引所に上場する PACS のシステム開発企業であり、同社の PACS は台湾国内だけでなくアジア各国とアメリカに輸出され、台湾、中国、タイにおいてはいずれもシェア率第一位（出典：台湾コンプリヘンシブレポート、作成元：D&B International Ltd. Taiwan、平成 27 年 3 月 23 日付）となるなど、その技術力と実績には定評があります。

当社と EBM 社は、平成 13 年に EBM 社 PACS の日本における独占販売代理契約を締結して以来、現在まで 14 年に渡り、EBM 社の開発した PACS の日本国内販売を当社が強力に推進するいっぽう、日本国内の医療状況や顧客のニーズを当社からタイムリーにフィードバックし EBM 社のシステム開発に反映していくことで、強固なビジネスパートナーとしての関係を維持してまいりました。

このような状況の中、当社といたしましては、激化する国内 PACS 市場での競争力を確保し、成長を継続するためには、今まで以上に EBM 社との関係を深め、商品力向上のスピードアップを図っていくことが必要であること、また、duranta®を皮切りに新規医療分野への参入を計画するビジネスモデルは、海外市場、とくにアジア地区での展開についても視野に入れて進めていくべきであり、そのためには信頼できるビジネスパートナーを台湾など当地で求める必要があると判断しました。

当社は、EBM 社に対して上述の認識を説明し、あわせて EBM 社が開発した PACS 以外の商品についても新たに日本国内での展開を検討していくことも加えて、提携関係の強化を申し入れました。この提携関係強化にあたっては、長く続いている従来のパートナーシップのレベルをさらに上げるとともにスピード感をより高めたものにするためにも、資本提携を含めたむ本資本業務提携の提案を行い、両社で検討を進めてまいりました。

EBM 社の出資比率については、EBM 社との間のパートナーシップを強化しつつも、両社の経営の独自性、独立性に影響を及ぼさず、かつ EBM 社が当社の長期的な安定株主として位置していくことを趣旨として協議した結果であります。

2. 本資本業務提携の内容等

（1）資本提携の内容

当社は、EBM 社との業務提携を円滑に推進するため、EBM 社を割当先とする新株式の発行 400,000 株を実施することといたしました。本新株式の発行後に、EBM 社が所有することになる当社株式割合は、発行済株式総数に対して 10.20% の割合となります。なお、これにより、本第三者割当後の EBM 社の当社に対する議決権所有割合は、10.40% となる予定です。資本提携の詳細は、後記「II. 第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集」をご参照ください。

（2）業務提携の内容

業務提携の方針や内容は、両社で協議のうえ具体化してまいりますが、当社と EBM 社との間で現時点において合意している業務提携の内容は、以下のとおりです。

①日本国内における PACS 販売事業の強化

EBM 社開発 PACS の日本国内販売をさらに強化するため、当社の営業ネットワークを増強するいっぽう、商品力向上に向けた協業をより深化してまいります。

②EBM 社の PACS 以外の商品の日本展開

EBM 社は、コンピュータソフトウェアシステムデザインの分野で豊富な経験を持ち、PACS 以外にも医療分野の商品展開を台湾、アメリカ、欧州で行っております。当社と EBM 社は、これらの日本未展開商品について、共同で日本国内展開に向けた検証を行い、早い段階での具体化を目指します。

③当社開発商品のアジア展開

当社が、平成 26 年 12 月に国内販売を開始した duranta® 及び、今後進める新規医療分野の商品展開について、アジア市場における事業推進を共同で進めてまいります。

3. 資本業務提携の相手先の概要

後記「II. 第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集 6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

4. 日程

(1) 取締役会決議日	平成 27 年 5 月 12 日
(2) 本資本業務提携契約締結日	平成 27 年 5 月 12 日
(3) 本資金調達の払込期日	平成 27 年 5 月 28 日 (予定)

5. 今後の見通し

後記「II. 第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集 8. 今後の見通し」をご参照ください。

II. 第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集

1. 募集の概要

【新株式発行に係る募集】

(1) 払込期日	平成 27 年 5 月 28 日
(2) 発行新株式数	普通株式 400,000 株
(3) 発行価額	1 株につき 483 円
(4) 調達資金の額	193,200,000 円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	EBM 社に対する第三者割当方式
(6) その他の	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

(注) 本新株式の発行要項を末尾に添付しております。

【新株予約権発行に係る募集】

(1) 割当日	平成 27 年 5 月 28 日
(2) 新株予約権の総数	80 個
(3) 発行価額	総額 2,472,000 円 (新株予約権 1 個につき 30,900 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	800,000 株 (新株予約権 1 個につき 10,000 株)
(5) 資金調達の額	388,872,000 円 (内訳) 新株予約権発行による調達額： 2,472,000 円 新株予約権行使による調達額： 386,400,000 円。
(6) 行使価額	1 株当たり 483 円 (固定)
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	マイルストーン社に対する第三者割当方式

(8) そ の 他	<p>①行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。</p> <p>②行使条件等 本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（平成 27 年 5 月 12 日）時点における当社発行済株式総数（3,521,100 株）の 10%（352,110 株）を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>③新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日から 6 ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込金額（発行価額）と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>④譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。また、当社取締役会の決定により本新株予約権の半数を上限として他の第三者への譲渡を指示することができます。</p> <p>⑤その他 前号各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>
-----------	--

(注) 本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

【本新株式及び本新株予約権の発行の目的及び理由】

当社の主力事業である医療分野のシステム商品群は、いずれも商品力の継続的強化が市場におけるシェア維持拡大の鍵となっております。PACS については EBM 社の開発によるものではありますが、ConnectioRIS 、ConnectioMeD などの自社開発システム商品群の商品力強化のためには、継続したシステム開発とそのための資金確保が必須となります。また、当社は事業拡大を目的に、従来の放射線部門中心の画像システムだけでなく、これまでの技術資産や営業ネットワークを発展させていくことで早期に収益実現を可能とする、他部門への画像システム展開を推進してまいりますが、そのためには新たなシステム投資、他社との協業など、新たな資金を要する施策の実行を機動的に行っていく必要があります。

高齢化社会の進行に伴い需要増が見込まれる新規医療分野への参入においても、開始して間もない duranta® の展開は、すでに欧州やアジア市場を睨んだものとなりつつありますし、顧客との対話の中で duranta® をより高機能化することで用途を拡大していく準備に取り掛かりつつあります。これらも、まさに当社としては新たな事業投資へのチャレンジとなるものと考えます。

本第三者割当により当社株式に一定の希薄化が生じることになりますが、前述の「I. 資本業務提携の概要 1. 資本業務提携の理由」に記載のとおり、本第三者割当は、当社と EBM 社との業務提携と併せて実施するものであり、従来からの両社のパートナーシップを一段と強化することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値向上を図ることを企図しております。また、同時に実行するマイルストーン社への第三者割当による新株予約権発行とあわせて資本増強による財務体質の改善が可能となることから、既存株主様の利益に資するものと考えております。

【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

(1) その他の資金調達方法の検討について

この度の資金調達に際して、まず、EBM 社との本資本業務提携につきましては、前述の「I. 資本業務提携の概要 1. 資本業務提携の理由」に詳細を記載しておりますが、医療部門主力商品の強化及び医療画像システムの事業領域拡大のための資金調達が必要となっており、さらに、安定株主としての役割も期待することから、本新株式の発行という調達方法を選択いたしました。

また、当社は、医療分野の新規事業開発、営業拠点の強化及び小型無人飛行機（UAV）の在庫増強を予定しており、これらに要する資金を調達するため、さらに銀行借入、公募増資、株主割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況においては、平成 25 年 9 月期に黒字転換し、現在は回復基調にあるとはいえ、累積損失解消の課題を残しております。そこで、数あるエクイティ・ファイナンス手法から資金調達手法を選択するにあたり、昨今の相場環境に鑑みて、既存株主の皆様の利益に充分配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを重視して以下の資金調達方法を検討いたしました。

公募増資及び株主割当増資については、調達に要する時間及びコストも第三者割当による株式及び新株予約権の発行より割高であること、また、同時に将来の 1 株当たりの期待利益の希薄化も一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいとも考えられ、過去連続して赤字を計上していた当社の業績や無配が続いている現状及び昨今の金融情勢・資本市場の状況を勘案した結果、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

この点、今回の割当予定先に対する本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達方法は、当社の当面の資金需要に対処するとともに、株価への下落圧力を可及的に軽減し、既存株主の皆様の利益に充分に配慮しながら継続的な研究開発資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るものであり、現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(2) 本資金調達方法（第三者割当による新株式の発行及び新株予約権発行）について

本資金調達方法は EBM 社に対する新株式の発行により当面の資金需要に対応することができ、かつ、マイルストーン社に対する新株予約権は、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮することができる特徴があり、当社株式の流動性を確保しつつ資金調達が可能となっていることから、現時点において他の資金調達と比較して優れていると判断いたしました。

また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、① 純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、② 株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、③ 大株主として長期保有しないこと、④ 株式流動性の向上に寄与するとともに予期しな

い株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、⑤環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。この点、マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

①株式価値希薄化への配慮

本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせて資金調達を行うことにより、当面の資金需要に対応しつつも、急激な希薄化を抑制することができます。また、本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社からは、純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行わない意向である旨の表明を受けております。他方で、株価が権利行使価額を上回った場合、マイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、本新株予約権には、本新株予約権の発行決議日（平成 27 年 5 月 12 日）時点における当社発行済株式総数（3,521,100 株）の 10%（352,110 株）を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

②流動性の向上

本新株式の発行によって増加する株式数（400,000 株）は平成 27 年 5 月 12 日現在の当社発行済株式総数の 11.36% であり、本新株予約権の全てが行使された場合に増加する株式数（800,000 株）は、同発行済株式総数の 22.72% であります。割当予定先であるマイルストーン社が本新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

③資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から 6 ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により払込金額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。また、本割当契約においては、割当予定先に割り当てられる本新株予約権の半数を上限として、当社が割当予定先に対し、一定の条件のもと他の第三者への譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されます。これにより、当社がより有利な資金調達方法、もしくはマイルストーン社以外の割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

【本新株予約権の特徴について】

本新株予約権には、以下の特徴があります。

(1) 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は 483 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から 800,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

(2) 行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有

することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（平成 27 年 5 月 12 日）時点における当社発行済株式総数（3,521,100 株）の 10%（352,110 株）を超えることとなる場合、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

（3）取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から 6 ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社が本新株予約権 1 個当たりにつき本新株予約権 1 個当たりの払込金額（発行価額）で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者への保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

（4）譲渡指示

上記の取得条項に加え、当社の想定どおりに行使が進まない場合等に備え、本割当契約においては、当社の判断により、割当予定先に対して、割当予定先に割り当てられる本新株予約権の半数を上限として、他の第三者への譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されています。当該指示により、割当予定先が当該第三者に本新株予約権を譲渡する場合の本新株予約権 1 個当たりの譲渡価額は、譲渡を行う日の前取引日を計算基準日とした本新株予約権 1 個当たりの時価、又は本新株予約権 1 個当たりの払込金額のうちいずれか高い金額とされております。本新株予約権 1 個当たりの時価は、本新株予約権 1 個の目的である株式数に本新株予約権の目的である株式 1 株当たりの時価を乗じた価格とされており、本新株予約権の目的である株式 1 株当たりの時価は、計算基準日より起算して 5 連続取引日の各日の普通取引の終値の売買高加重平均価格（VWAP）に 1.1 を乗じた金額より行使価額を控除した価額とされております。

（5）譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、本割当契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定期間

（1）調達する資金の額

払込金額の総額	582,072,000 円
発行諸費用の概算額	9,000,000 円
差引手取概算額	573,072,000 円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額（193,200,000 円）に、本新株予約権の払込金額の総額（2,472,000 円）及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（386,400,000 円）を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用 100 万円（さくら共同法律事務所 弁護士 青木 秀茂氏、東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 7 号）・新株予約権評価及び新株式コンサルティング費用 350 万円（株式会社プルータス・コンサルティング、代表取締役社長 野口 真人、東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号）、独立委員会の組成費用 150 万円、

登記関連費用 200 万円、その他諸費用 100 万円（株式事務手数料・外部調査費用）となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用及び株式事務手数料は減少します。

4. 新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

（2）調達する資金の具体的な使途

本新株式

	具体的な使途	金額（百万円）	支出予定期間
①	医療部門主力商品の強化	90	平成 27 年 6 月～平成 28 年 9 月
②	医療画像システムの事業領域拡大	100	平成 27 年 6 月～平成 28 年 9 月

※ 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

※ 資金使途は以下の内容を予定しております。

①医療部門主力商品の強化

当社が医療分野で事業展開しているシステム商品は、国内市場のニーズにすばやく応え、商品の差別化による競争力を確保するため、機能強化を目的とする継続的なシステム開発が必須となります。このため、PACS、ConnectioRIS、ConnectioMeD 及び放射線部門レポートシステム（ConnectioReport）等について、各種管理機能の追加、パネルデザインなどの開発のため、人件費及び外部委託費用等として、90 百万円の開発費用を予定しており、すでにその開発にも着手しております。なお、上記の開発費用については、既存の当社商品の開発に要した費用を参考として算出しております。

②医療画像システムの事業領域拡大

当社の技術資産、営業力をより発展させることで早期の収益実現が期待できることから、放射線部門を中心とした従来の商品ラインアップを拡大し、超音波診断の画像システムや他の部門での画像システムにも展開してまいります。そのためのシステム開発や他社開発商品との協業のための費用として 100 百万円の支出を予定しております。

本新株予約権

	具体的な使途	金額（百万円）	支出予定期間
①	医療分野の新規事業開発	220	平成 27 年 8 月～平成 30 年 3 月
②	営業拠点の増設	100	平成 27 年 9 月～平成 30 年 3 月
③	小型無人飛行機（UAV）の在庫増強	60	平成 27 年 10 月～平成 30 年 9 月

※ 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

※ 資金使途は以下の内容を予定しております。

①医療分野の新規事業開発

当社は、高齢化社会の進行に伴い需要が高まっている在宅医療・介護分野における新規事業として平成 26 年 12 月に duranta® の販売を開始しましたが、本事業の販売促進活動の過程でさらに高齢化進行に伴う需要に応える事業の展望を見出し、事業化を進めようとしております。このために duranta® の高機能化、医療機関との共同開発研究、製品開発、海外展開の調査検討に要する費用として、約 3 カ年で 220 百万円の支出を予定しております。

②営業拠点の強化

当社は、中期的な営業ネットワーク強化方針として、当分の間、毎期 1 拠点の国内営業拠点増設を計画しております。直近では平成 26 年 10 月に福岡市博多駅前に「九州営業所」を新設いたしましたが、今後約 3 年間における 3 拠点の設置運営に要するファシリティ費、IT 機器、人件費等の費用として 100 百万円の支出を予定しております。

③小型無人飛行機（UAV）の在庫増強

当社は、地球環境分野事業として、平成 23 年 4 月より、ドイツ、microdrones 社製の小型無人飛行機（UAV）の輸入販売を行っておりますが、昨年あたりから UAV への各界の関心が飛躍的に高ま

り、引き合いが急増するいっぽう、国内外各社による様々な仕様の UAV が市場に投入され競争も激しくなってきております。

現在、ドローンという名称で無人飛行機が世間を賑わせておりますが、当社が取り扱う UAV ライセンアップは、国内で現在流通している UAV の中でも最もハイエンドに位置するもののひとつであり、様々なカメラやセンサーを搭載して相当時間の調査や測量に使用されることを想定した事業展開となっております。このため、当社の顧客は、不特定多数の個人ユーザーではなく、大学、公共団体及び一般企業等となっており、個別の契約の際には、反社会的勢力排除についても確認を行っております。また、現在、無人航空機に対する法規制の議論が進んでおりますが、当社ではこれまで、安全な運行を徹底するため、販売先への導入時の操縦講習を徹底し、法令順守や事故を防ぐための安全運行マニュアルの配布も行ってまいりました。さらに、当社が撮影サービス業務を提供する際には、必ず事前に飛行経路や高度を定めた飛行計画を作成し、十分安全に配慮して運用しております。なお、現段階では具体的な法規制の内容は判明しておりませんが、これによる当社事業への影響については、比較的軽微なものであると考えております。

さて、これまで当社では、受注販売を基本としてまいりましたが、受注から納入まで数ヶ月間を要するため、営業競争下において機会を逸するリスクが無視できないものとなりつつあります。したがいまして、今後は一定量の在庫を当社で保有し、タイムリーな営業活動が行える体制としていく計画です。

また、販売需要だけでなく、当社が行う撮影サービス業務への需要も増加していることから、機体購入費用と合わせて 60 百万円の支出を予定するものです。

なお、万が一本新株予約権の行使が進まず、当社の想定どおりに資金調達ができない場合には、①医療分野の新規事業開発については、別途資金調達方法を検討し、②営業拠点の強化及び③小型無人飛行機（UAV）の在庫増強については、隨時見直しを行います。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで収益の確保を目指してまいります。

その結果、当社の財務内容を改善し中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としており、かかる資金使途は合理的であると判断しております。従いまして、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

①本新株式

本新株式の発行価額につきましては、直近の株価が現在の当社及び外部環境を反映した客観的な評価であると判断し、新株式発行に係る取締役会決議日前日（平成 27 年 5 月 11 日）の東証 JASDAQ スタンダードにおける普通取引の終値 536 円を基準とし、1 株 483 円（ディスカウント率 9.89%）といたしました。発行価額の決定につきましては、本第三者割当により生じる希薄化等を勘案しつつも、EBM 社との資本業務提携により医療分野に係る事業の発展や当社の企業価値の向上、既存株主の利益への配慮、また、割当予定先のディスカウントの要望に対して、割当予定先が取得する株式を長期保有することを目的としていることによる株価下落リスク等を考慮した上で、割当予定先と協議・交渉した結果、当該要望を一定程度受け入れ、上記の条件により発行価額を決定することが合理的であると判断したものです。

なお、本新株式の発行価額については、当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 548 円に対する乖離率は△11.85%ですが、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 505 円に対する乖離率は△4.33%、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 498 円に対する乖離率は△2.93%となっております。

かかる発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し

たものであり、有利発行に該当しないものと判断しております。

また、当社監査役全員（社外監査役3名を含む。）より、本新株式の発行条件が特に有利な金額には該当しないとの取締役会の判断を相当とする旨の意見書を入手しております。

②本新株予約権

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、公正を期するため、独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングに本新株予約権の価値評価を依頼し、取得した評価報告書と同額に決定しております。当該機関は、諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の価格の変動性（ボラティリティ）、満期までの期間、配当利回り、無リスク利子率、発行会社の行動（基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価額の200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動すること）及び割当予定先の行動（当社株価が行使価額を上回っている場合に隨時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の中央値の約10%で売却すること）を考慮して、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施しました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成27年5月11日）の東証JASDAQスタンダードにおける普通取引の終値536円を参考として1株483円（ディスカウント率9.89%）と決定いたしました。なお、行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、かつ、ディスカウント率については、マイルストーン社のディスカウントの要望に対して、マイルストーン社の他社の引受事例におけるディスカウント率との大きな乖離がないこと、本新株予約権の行使価額を低く抑えることにより行使が促進され、本資金調達がスムーズに行える可能性を高めること等により、当社としては妥当なものであると判断し、割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

また、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均548円に対する乖離率は△11.85%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均505円に対する乖離率は△4.33%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均498円に対する乖離率は△2.93%となっております。

なお、本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近数か月間の当社株価の変動が激しかったため、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、また、現在の株価より低い水準である過去の特定期間の株価を反映して行使価額を算定するのは、株主の皆様の利益にもそぐわないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためあります。

さらに、この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を参考に算出しており、当社取締役会は、これらの事情を勘案の上、本新株予約権の発行価格については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当ないと判断しております。

また、当社監査役全員より、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティングの算定結果を踏まえて決定されており、当該第三者機関の評価は、行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等を基礎として、それらを反映した査定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて評価額を算定していることから、その評価額は適正かつ妥当な価額であると判断でき、有利発行には該当ないと考えられる旨の意見を述べております。また、行使価額についても決議日の直前営業日の終値を基準に10%以内のディスカウントとしており、これは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を準用して算出されていることから、発行条件が特に有利な金額には該当しないとの取締役会の判断を相当とする旨の意見書を入手しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される本新株式は400,000株であり、平成27年3月31日現在の当社発行済株式総数3,521,100株に対し11.36%（平成27年3月31日現在の当社議決権個数34,460個に対しては11.61%）、本新株予約権の行使による発行株式数は800,000株であり、平成27年3月31日現在の

当社発行済株式総数 3,521,100 株に対し 22.72%（平成 27 年 3 月 31 日現在の当社議決権個数 34,460 個に対しては 23.22%）であり、本資金調達による希薄化の割合の合計は 34.08% であり、これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1 株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、当社は衛星画像販売事業の損失処理等から継続していた赤字状況に対し、平成 25 年 9 月期に黒字転換し、続く平成 26 年 9 月期も黒字を確保して、全体として回復傾向にはあるものの、累積損失の解消に目処を付け、本格的な回復を実現できるまでには、なお時間を要する状況であることから、新たな成長に向けた事業投資のための資金借入れを金融機関にお願いすることは難しい状況であります。現在のように厳しい経営環境の中でも収益を確保するためには、当該資金の確保は必要であり、また今後も継続的安定的に収益を計上する企業へとなるためには、当該規模の資金調達は必要であると考えております。

また、前述の【本新株予約権の特徴について】に記載のとおり、本新株予約権は行使制限条項により割当予定先が一度に行使することができる新株予約権の数が限定されていることから、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得する予定です。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、1 株当たり 483 円であります。これは平成 26 年 9 月期の 1 株当たり純資産 124.51 円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1 株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去 3 期の 1 株当たり当期純利益は、平成 24 年 9 月期△80.74 円、平成 25 年 9 月期 1.50 円、平成 26 年 9 月期 4.28 円と、黒字化は達成されましたが、今なお厳しい状況が続いております。調達した資金を事業規模拡大を展望できる成長領域に厳選して投下し、確実な成果を上げていくことで黒字幅を拡大し、当社業績の安定的な成長を果たすことにより、1 株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社いたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しております、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

なお、当社は、本新株式の割当予定先である EBM 社からは、当社の資本業務提携先として中長期にわたって当社株式を保有する方針であるとの説明を受けており、また、本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社からは、割当株式の保有方針としては純投資ではあるものの、株式の一部を売却する場合には市場動向を勘案しながら売却する方針であるとの表明を受けておりますが、株価が上昇した場合には、保有する当社株式の一部を売却する可能性もあることから、当社株価がその影響を受ける可能性があります。当社株式の過去 1 年間（平成 26 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの 1 日あたりの平均出来高は約 282,989 株であり、一定の流動性を有しております。仮に、本新株式の発行及び本新株予約権がすべて行使された場合の発行済株式数 1,200,000 株を、本新株予約権の行使期間である 2 年間で行使売却するとした場合の 1 日あたりの数量は約 2,300 株となり、上記 1 日あたりの出来高の約 0.81% となるため、株価に与える影響は限定的かつ消化可能なものと考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

本新株式

(1) 名 称	EBM Technologies, Inc.		
(2) 所 在 地	台北市 11493 内湖區內湖路一段 516 號 5 樓 台灣(中華民国)		
(3) 代表者の氏名	盤 文龍		
(4) 事 業 内 容	メディカルイメージングシステムの開発・販売		
(5) 資 本 金	280,000,000 台湾ドル (平成 26 年 12 月 31 日現在) (1 台湾ドルを平成 26 年 12 月 31 日の終値 3.775 円にて換算した金額は、1,057 百万円)		
(6) 設 立 年 月 日	昭和 63 年 1 月 19 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	28,000,000 株		
(8) 決 算 期	12 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	139 人		
(10) 主 要 取 引 銀 行	彰化商業銀行		
(11) 主 要 取 引 先	株 イメージワン、Berli Jucker Public Co. Ltd.		
(12) 大株主及び持株比率	盤 文龍 9.29% 陳 奇材 3.11% 杜 文璋 1.29%		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社は、当該会社が開発製造した PACS の日本国内における独占販売代理契約締結会社として、商品の供給等に関する取引関係があります。		
関連当事者への 該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期
連 結 純 資 産	205,701 千ドル 613,400 千円	279,916 千ドル 984,185 千円	457,872 千ドル 1,728,467 千円
連 結 総 資 産	318,710 千ドル 950,393 千円	334,127 千ドル 1,174,791 千円	503,389 千ドル 1,900,293 千円
連 結 売 上 高	213,061 千ドル 635,348 千円	234,496 千ドル 824,488 千円	210,985 千ドル 796,468 千円
連 結 営 業 利 益	△18,250 千ドル △54,422 千円	4,317 千ドル 15,179 千円	△73,396 千ドル △277,070 千円
連 結 経 常 利 益	△22,115 千ドル △65,947 千円	3,638 千ドル 12,791 千円	△71,861 千ドル △271,275 千円
連 結 当 期 純 利 益	△31,943 千ドル △95,254 千円	1,590 千ドル 5,590 千円	△67,534 千ドル △254,941 千円

- (注) 1. 上記の業績は、1 台湾ドルを、平成 24 年 12 月期は、平成 24 年 12 月 28 日終値 2,982 円、平成 25 年 12 月期は、平成 25 年 12 月 31 日終値 3,516 円、平成 26 年 12 月期は、平成 26 年 12 月 31 日終値 3,775 円にて換算しております。
2. EBM 社は、台湾証券取引所に上場していることに加え、海外信用調査（出典：台湾コンプライアンシプレポート、作成元：D&B International Ltd. Taiwan、平成 27 年 3 月 23 日付）によると、財務状況も優良で、信用不良、訴訟記録及び台湾公共工事入札のブラックリスト等の記録もないことから、台湾国内において一定の信頼性を有しているものと捉えています。また、EBM 社とは、同社の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の条項を有する割当契約を払込期日までに取交す予定となっております。これにより当社は、EBM 社、EBM 社の役員及び主要株主は反社会的勢力等と一切関係ないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

本新株予約権

(1) 名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社								
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号								
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦								
(4) 事 業 内 容	投資事業								
(5) 資 本 金	10 百万円								
(6) 設 立 年 月 日	平成 24 年 2 月 1 日 (注 1)								
(7) 発 行 済 株 式 数	200 株								
(8) 決 算 期	1 月 31 日								
(9) 従 業 員 数	3 人								
(10) 主 要 取 引 先	みずほ証券株式会社、株式会社 SBI 証券								
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行								
(12) 大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%								
(13) 当事会社間の関係	<table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td><td>当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。</td></tr> <tr> <td>人 的 関 係</td><td>当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。</td></tr> <tr> <td>取 引 関 係</td><td>当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。</td></tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td><td>当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。</td></tr> </table>	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。								
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。								
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。								
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。								
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態									
	決算期	平成 25 年 1 月期	平成 26 年 1 月期	平成 27 年 1 月期					
純 資 産	96	98	389						
総 資 産	924	1,754	1,573						
売 上 高	2,766	9,968	4,629						
営 業 利 益	49	80	497						
經 常 利 益	58	73	501						
当 期 純 利 益	76	2	291						

(単位 : 百万円。特記しているものを除く。)

- (注) 1. マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成 24 年 2 月 1 日にマイルストーン・アドバイザリー株式会社（平成 21 年 2 月設立、旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）による新設分割により設立されております。
2. マイルストーン社、マイルストーン社の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関（株式会社トクチュー 東京都千代田区）に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

EBM社を本新株式の割当予定先として選定した理由につきましては、前記「I. 資本業務提携の概要 1. 資本業務提携の理由」をご参照ください。

マイルストーン社を本新株予約権の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していくだけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような経緯の中で、マイルストーン社より直接ご提案をいただき、検討した結果、当社は、平成27年5月12日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に多くの日本の上場企業で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実に行っております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までに、30社を超える上場企業に対して、第三者割当による新株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使を行っている実績があります。

本新株予約権が全部行使された場合には、同社が当社の筆頭株主となる可能性がありますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないと表明しております。

以上から、当社はマイルストーン社を本新株予約権の割当予定先として選定することが当社の企業価値及び株式価値の向上並びに既存株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先であるEBM社との間において、株式の譲渡に関する取り決めはありませんが、本新株式の発行による当社株式の取得は、本提携の一環として行われるものであり、同社は当該株式を中長期にわたり保有する方針である旨、口頭での説明を受けております。なお、当社は、EBM社より本新株式の割当日（平成27年5月28日）より2年間において、本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を締結する予定です。

他方、割当予定先であるマイルストーン社からは、当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。また本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先のうち、台湾証券取引所に上場するEBM社については、開示された直近の財務諸表を確認しております。また、EBM社の取引金融機関である彰化商業銀行より預金残高証明書を受領しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。以上より、当社は割当予定先が本新株式の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

他方、マイルストーン社より、平成26年2月1日から平成27年1月31日に係るマイルストーン社の第3期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上が46億29百万円、営業利益が497百万円、経常利益が501百万円、当期純利益が291百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、平成27年1月31日現在の純資産が389百万円、総資産が1,573百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領し、平成27年4月30日現在の預金残高が4億98百万円であることを確認いたしました。これにより、本新株予約権の行使により、マイルストーン社が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日

(平成 27 年 5 月 12 日) 時点における当社発行済株式総数 (3,521,100 株) の 10% (352,110 株) を超える事となる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使は出来ない旨の行使条件が付されているため、払込みに必要な残高を保有していることを確認いたしました。

以上のことから、当社は、マイルストーン社が本新株予約権の権利行使に係る資金を保有していると判断いたしました。

(5) その他重要な契約等

当社が EBM 社との間で締結した本資本業務提携契約及び本新株引受契約、ならびにマイルストーン社との間で締結した本新株予約権に係る総数引受契約及び第三者割当契約を除き、今回当社が発行する本新株式及び本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 27 年 3 月 31 日現在）	募 集 後
日本証券金融株式会社 4.56%	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 16.95%
稻田 清春 4.29%	EBM Technologies, Inc. 8.47%
楽天証券株式会社 2.07%	日本証券金融株式会社 3.40%
住友生命保険相互会社 1.64%	稻田 清春 3.20%
東條 一仁 1.15%	楽天証券株式会社 1.55%
中神 恵子 0.86%	住友生命保険相互会社 1.22%
三木 靖彦 0.73%	東條 一仁 0.86%
竹田 正 0.71%	中神 恵子 0.64%
松井証券株式会社 0.63%	三木 靖彦 0.54%
岸 國博 0.62%	竹田 正 0.53%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入して算出しております。

2. 募集前の大株主及び持株比率は、平成 27 年 3 月 31 日時点の株主名簿を基準としております。
3. 上記のほか、自己株式 74,500 株（募集前の発行済株式総数に対する所有株式数の割合 2.12%）があります。
4. 本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は平成 27 年 5 月 28 日から平成 29 年 5 月 27 日までの発行後 2 年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
5. 本新株予約権の行使により交付される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率には表示しておりません。本新株予約権発行後の割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況については、現時点では未確定のため、割当後の株主名、持株数及び持株比率は表示しておりません。
6. 本新株予約権の行使により、マイルストーン社が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（平成 27 年 5 月 12 日）時点における当社発行済株式総数 (3,521,100 株) の 10% (352,110 株) を超える事となる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使は出来ない旨の行使条件が付されておりますが、上記の数値は当該行使上限が設定されていないと仮定した場合の数値を示しております。

8. 今後の見通し

現在のところ、平成 27 年 2 月 10 日に発表いたしました平成 27 年 9 月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達により、当社株式は 25% 以上の大幅な希薄化が生じることになることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、① 経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は② 当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

そこで、当社は、独立役員を含む当社社外監査役 3 名（諸我徹氏、林敦氏、小高正嗣氏）に加え、当社と利害関係の無い弁護士である高田剛氏（鳥飼総合法律事務所）の 4 名により構成される委員会（以下「独立委員会」といいます。）を組成し、本資金調達の必要性及び相当性について意見を諮問し、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱いたしました。当社としては、株主総会による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ 2 か月程度の日数を要すること、及び臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、株主総会決議などによる株主の意思確認手続を経ることなく、経営者から一定程度独立した独立委員会による本資金調達の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

また、当社は、独立委員会に対して、現状における財政状態や経営成績及びその見込み、本資金調達の目的及び理由（割当予定先の選定理由、第三者割当の方法による理由や他の資金調達手段との比較を含みます。）、払込金額算定の根拠、調達資金の使途、発行数量及び株式の希薄化の規模、募集後の大株主及び持株比率並びにその他必要と思われる事項と、各委員それぞれからの質問事項に関して説明を行い、独立委員会はこれを踏まえて慎重に検討を行いました。

その結果として、当社は、独立委員会より平成 27 年 5 月 11 日付で以下の概要の意見書を受領いたしました。

①当社が EBM 社との関係強化のため同社との間で資本業務提携を行うこと、ならびに激化する PACS 市場における競争力確保及び関連分野への進出のために商品開発に投資を行うことは、医療画像事業において当社の経営方針にも合致し合理性が認められること、UAV の販売戦略上一定の在庫を確保する必要は一応認められること、ならびに当社は現状においてこれらの投資を行うのに十分な資金を有するとはいえないことを踏まえると、当社が計画している施策を実施するために一定の事業資金の調達が必要な状況にあると認められる

②EBM 社に対する新株式の発行は、EBM 社との関係を強化するために必要であること、EBM 社に対する本新株式の第三者割当により賄われる金額を超える事業資金の確保に必要な資金調達手段としては、株主割当増資・公募増資や、銀行借り入れによる資金調達などが考えられるものの、当社の財務内容を前提にするとこれらが現実的とはいはず、マイルストーン社に対する本新株予約権の第三者割当では、資金調達における当社の目的に合致しており、株式価値の希薄化への配慮、流動性の向上、資金調達の柔軟性の点においても、他の資金調達手段に比して優位であると思料されることから、これらは適切な資金調達手段と認められる

③当社の予定する資金使途（医療部門主力商品の強化プログラム開発費用、医療画像システムの事業領域拡大のための開発費用、医療部門の新規事業開発費用、営業拠点の増設費用及び UAV の在庫保有資金）については、これら各施策の実施は当社の業績拡大のために必要な取組みとして評価することができ、計画通りに各施策が推進され、順調に成果が得られた場合には、当社の今後の成長基盤を確立し中長期的な企業価値の向上に資するとの当社の判断に特段に不合理な点は見当たらない

④割当予定先である EBM 社及びマイルストーン社は、反社会勢力との関わりは認められず、資金拠出を行うに必要な財産を保有していると認められ、本新株式及び本新株予約権の保有方針において特段不相当と認める事情は見当たらない

⑤本新株式の払込金額は過去の裁判例及びわが国における慣行に合致した方法により定められており、本新株予約権については、専門性を有する第三者機関が一般に採用されるオプション評価モデルを用いて算定した評価額をもって払込金額とされていることから、いずれも払込金額は公正と認められる
 ⑥上記①～⑤に加え、発行数量及び株式の希釈化の規模についても、既存株主の保有している株式の経済価値を不当に毀損するものとはいえないことから、本資金調達の必要性及び相当性はいずれも認められるものと思料する。

また、当社社外監査役の全員から発行数量及び株式の希薄化に関し、当社の更なる事業拡大が可能となり、企業価値及び株主価値の向上が見込まれることから、株式価値の希薄化は合理的であり、その必要性及び相当性に関して適切であるとの意見を得ております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	平成24年9月期	平成25年9月期	平成26年9月期
売上高	1,748,599千円	1,459,001千円	1,480,892千円
営業利益	△61,904千円	25,948千円	14,397千円
経常利益又は 経常損失(△)	△104,795千円	15,632千円	5,705千円
当期純利益又は 当期純損失(△)	△278,294千円	5,178千円	14,741千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△80.74円	1.50円	4.28円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	110.60円	117.84円	124.51円

(注) 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。
 これに伴い、平成24年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成27年3月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	3,521,100株	100%
現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数	一株	-%
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	一株	-%
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	一株	-%

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成24年9月期	平成25年9月期	平成26年9月期
始値	168円	164円	796円
高値	234円	1,475円	820円
安値	145円	109円	251円
終値	166円	811円	479円

(注) 最近3年間の株価については、平成26年4月1日付で当社普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割が行われたことを踏まえ、各事業年度の期首に同株式分割が行われたものと仮定し小数点第1位を四捨五入して当該数値を算出しております。

②最近6か月間の状況

	12月	1月	2月	3月	4月	5月
始 値	483 円	463 円	492 円	513 円	474 円	550 円
高 値	620 円	590 円	532 円	522 円	685 円	553 円
安 値	432 円	436 円	468 円	463 円	465 円	510 円
終 値	454 円	502 円	511 円	474 円	551 円	536 円

(注) 5月の株価については、5月11日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日における株価

	平成27年5月11日
始 値	535 円
高 値	548 円
安 値	535 円
終 値	536 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

別紙をご参照ください。

III. 主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「II. 第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集」に記載のとおり、本第三者割当の実施により、以下のとおり、EBM社は、当社の主要株主である筆頭株主となる予定であります。

2. 異動する株主の概要

名称：EBM Technologies, Inc.

なお、所在地等の概要につきましては、前記「II. 第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集 6. 割当予定先の選定理由等（1）割当予定先の概要」に記載のとおりです。

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

属性		議 決 権 の 数 (所有株式数) 議決権所有割合			大株主順位
		直接保有分	間接保有分	合計	
異動前 (平成 27 年 5 月 12 日現在)	—	—	—	—	—
異動後	主要株主である 筆頭株主及びそ の他の関係会社	4,000 個 (400,000 株) 10.40%	—	4,000 個 (400,000 株) 10.40%	第 1 位

(注) 1. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 27 年 3 月 31 日現在の当社の総株主の議決権の数 34,460 個に本第三者割当のうち本新株式の発行に伴い増加する議決権の数 4,000 個を加えた議決権の数 38,460 個を分母として計算しております。

2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、小数点第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

平成 27 年 5 月 28 日

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

前記「II. 第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集 8. 今後の見通し」をご参照ください。

以 上

別 紙

株式会社 イメージ ワン 普通株式 発行要項

1. 募集株式の種類

普通株式

2. 募集株式の数

400,000 株

3. 募集株式の払込金額

1 株につき 483 円

4. 払込金額の総額

193,200,000 円

5. 申込期間

平成27年5月28日

6. 払込期日

平成27年5月28日

7. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、96,600,000 円（1 株につき 241.5 円）とし、増加する資本準備金の額は 96,600,000 円（1 株につき 241.5 円）とする。

8. 発行方法及び割当先並びに割当数

第三者割当ての方法により、全株式を EBM Technologies, Inc. に割り当てる。

9. その他

本株式の発行については、各種の法令に基づき必要な手続きが完了していることを条件とする。

以 上

株式会社 イメージ ワン 第4回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社 イメージ ワン第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 2,472,000 円
3. 申込期日 平成 27 年 5 月 28 日
4. 割当日及び払込期日 平成 27 年 5 月 28 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 800,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 10,000 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 80 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 30,900 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、483 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}} \times \frac{\text{既發行}}{\text{既發行}} \times \frac{\text{株式付数}}{\text{株式付数}} \times \frac{1\text{株あたりの払込金額}}{1\text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以後の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所 JASDAQ スタンダード（以下「東証 JASDAQ スタンダード」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成 27 年 5 月 28 日（本新株予約権の払込み完了以降）から平成 29 年 5 月 27 日（但し、平成 29 年 5 月 27 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第 14 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の 1 ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（平成 27 年 5 月 12 日）時点における当社発行済株式総数（3,521,100 株）の 10%（352,110 株）（但し、第 10 項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該 10%（但し、第 10 項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から 6 ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1

個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸收合併消滅会社となる吸收合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸收分割会社となる吸收分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸收合併存続会社、新設合併設立会社、吸收分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第 11 項ないし第 14 項、第 16 項及び第 17 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使

価額及び割当株式数を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

株式会社 イメージ ワン 管理部
住所 東京都新宿区新宿六丁目 27 番 30 号

21. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 新宿西口支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 30,900 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前日（平成 27 年 5 月 11 日）の東証 JASDAQ スタンダードにおける当社普通株式の終値 536 円に 0.9 を乗じて得た金額を基に決定した。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上